事業承継シンポジウム

円滑な事業承継と日本・地域の活性化を考える

～新事業承継税制や引継ぎ支援など事業承継支援策の有効活用を目指して～

アドバイザーの助言が企業の支えに

円滑な事業承継を実現するうえでの課題と、その解決に向けて新事業承継税制などの施策をどのように活用し、事業承継のサポート役であるアドバイザーには、どのような役割が求められているのだろうか。2019年3月1日に都内で開催された事業承継シンポジウムの模様を紹介する。

基調講演

中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継に向けて

松井 拓郎氏　中小企業庁 事業環境部 財務課長

松井氏

個人版の事業承継税制を創設

中小企業・小規模事業者の数は、過去10年程度で約62万社が減っています。例えば2014年から16年の2年間でも約20万社減少しました。多くを占めるのは小規模事業者です。これは雇用にも深刻な影響を与えかねない危機的状況と考えております。また、中小企業・小規模事業者と大企業の生産性の格差が広がっています。

一方で地方創生にとっても、事業承継は非常に重要な課題です。地方では後継者不在が倒産・廃業の理由の2位に上がっており、この解決なくして地方経済の再生・持続的発展はありえません。

そこで政府は税制を中心にさまざまな制度改正を行っています。法人向けには平成20年に経営承継円滑化法のもと事業承継税制を創設しました。法人が非上場株式を承継する際に、事業を継続している限りは贈与税や相続税の納税を半分程度、猶予する制度です。しかし、この制度は使い勝手が悪いと言われ、年300～400件の利用にとどまっていました。それを昨年、抜本的に拡充し、これまで半分だった納税猶予を100%に引き上げ、承継時の税負担を実質的にゼロにした結果、申請件数が大幅に増え昨年4月からの10カ月間で2226件に達しました。

この制度を利用するには、平成30年から34年までの間に特例承継計画を提出していただく必要があります。しかし、結果的に納税猶予を利用しなくてもペナルティはありません。「とりあえず計画を出す」ということでもまったくデメリットはありませんので、ぜひご利用いただければと考えています。

以上は昨年の改正ですが、今年は個人版事業承継税制を創設します。内容は法人版とほぼ変わりません。10年間の時限措置として相続税・贈与税の100%が納税猶予されます。ただ、個人事業者は法人と違って株式という概念がないため、対象資産は事業用資産になります。具体的に言えば、土地や建物、機械・器具などの償却資産が対象ですが、少し変わったところでは、特許権や酪農家が飼育する乳牛なども含まれます。

実際の事業承継では、税以外にもさまざまな問題があります。その一つが経営者保証です。事業承継の際に旧経営者の保証を残したまま後継者からも保証を取る「二重徴求」が現在も残っています。これは後継者にとって心理的な負担が大きいため民間金融機関に対して経営者保証のガイドラインを普及させるなどの取り組みをしていく必要があると考えています。

事業承継ガイドラインを改訂

以上のように資産の承継を支援するさまざまなツールがありますが、実際の事業承継では経営そのもの、経営理念の引き継ぎが重要です。この点も含めて政府では一気通貫で支援を行っています。平成28年に事業承継ガイドラインを改訂し、円滑な事業承継を実現するための5つのステップを経ることが重要であることを明記しています。具体的には①事業承継に向けた準備の必要性の認識、②経営状況・経営課題等の把握（見える化）、③事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）、④事業承継計画の策定、⑤事業承継の実行、となります。

各ステップにおいて支援策を講じていますが、ひとつは事業承継診断です。平成29年度に事業承継ネットワークを設置し、気づきの機会を提供するため事業承継診断を開始し、すでに6万件の利用があります。また、全国的な事業承継の機運を高めたり、各地の支援機関の連携を強化するため事業承継推進会議を全国的に広げています。平成30年10月29日にキックオフイベントを開催し3000人の参加を得ました。

さらに、今後は後継者が不在のため事業の承継ができないという課題を解決しなければなりません。そこで第三者への承継を後押しする施策として平成23年に各県に設置した事業引継ぎ支援センターを活性化し、中小企業のマッチングを支援しています。

パネルディスカッション

実務家に聞く、アドバイザーの果たすべき役割とは ～事業承継・新事業承継税制活用の課題とその解決に向けて～

玉越 賢治氏　税理士 税理士法人タクトコンサルティング 代表社員
清水 至亮氏　静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者
原 信生氏　みずほ信託銀行 コンサルティング部 次長
菅野 寿夫氏　アサヒ電子 代表取締役社長（東京開催のみ）
司会 大山 雅己氏　ジュピター・コンサルティング 代表取締役 中小機構事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継コーディネーター PB資格試験委員

10年の期間限定で特例措置を導入

大山　円滑な事業承継は、日本の地域の活性化を考えることにもつながります。現在、日本の中小企業の約半数は経営者が60歳以上で4分の1が後継者不在です。事業承継の準備が遅れているわけですが、まずは、税務面を中心に最新のトピックを教えてください。玉越さんお願いします。

玉越　事業承継税制は平成21年に特別措置法が創設されて、その後何度か改正されたものの、使いづらいと言われてきました。そこで平成30年に事業承継税制の特例措置が期間10年の限定で導入されました。以前からの一般措置と比べてとても有利になるので、事業承継を考えるのであればこの10年の間に贈与による株式の移転を検討するのが良いでしょう。もう一つのトピックは今年創設される個人版の事業承継税制で小規模宅地等の特例との選択制になっています。

玉越氏

大山氏

「事業承継診断」でアプローチする

大山　少し視点を変えて、清水さんから第三者承継について教えていただけますか。

清水　M&Aの仲介を行う民間事業者は数多く存在しますが、対象が小規模企業の場合には、仲介手数料の関係で成約が難しい面があります。そこで各都道府県に設置された事業引継ぎ支援センターと連携しながら進めています。経営者に事業承継の話を切り出すのは難しい面がありますが「事業承継診断」を活用して「国が推進しており協力してください」とアプローチすれば話を聞いてもらうことができます。

大山　原さんは金融機関の視点、あるいは認定支援機関でもありますから、その点も含めてお話をいただけますか。

原　事業承継税制の特例制度に関して、昨年の6月まで666社にヒアリングを実施しました。同制度に関心があると回答した企業は約8割に上っており、うち3割は適用を受けたいと考えています。一方で「関心はあるが、まだ判断ができない」とする企業も多く存在しました。その意味で私どものようなアドバイザーが適切な助言をすることが重要だと考えています。

原氏

大山　これまでのお話を受けて事業者である菅野さんはいかがですか。

菅野　私は東京の一般企業に勤めた後、父が経営する福島の製造業の会社に入りました。その後、2013年に代表取締役となりましたが、昨年の5月に父が急逝しました。それまで事業承継税制についてはまったく知りませんでしたが、税理士や金融機関の担当者の適切なアドバイスを受け、私どものような中小企業でも利用できることが理解できました。私の周りには同じような悩みを抱えている経営者が多くいますから、ご紹介します。たとえば、税理士であれば税務が中心になりますが、それだけではカバーできないことも少なくありません。そのとき専門家を集めてチームを編成するわけですが、誰を選ぶかは重要です。専門家の中にもそれぞれ得意分野がありますから、それを見極める必要があります。

菅野氏

清水　後継者がいなければ第三者承継しかありません。これは関係者全員にとってメリットのある選択肢ですから、自信を持って提案をしていただきたいと思います。そのときアドバイザーに求められるのは、リーダーシップでありヒューマンスキルです。私もよく相談を受けますが、内容は経営相談というより人生相談です。それをしっかりと受けとめられる度量が必要です。それを身に付けるには経験を積んで人間的な幅を広げる必要があると思います。

原　金融機関の発展はお客様の発展とともにあります。株式の承継だけではなく成長戦略の策定、中期経営計画の策定、あるいは次世代幹部向けの研修など、グループの総力を結集してお手伝いをしていく、それが金融機関、アドバイザーの果たす役割だと思っています。

大山　最後に菅野さんから事業者として今後の夢を教えていただければと思います。

菅野　当社は経営ビジョンとして、「誇り高き真のプロフェッショナルとなり、認められる地元企業になる」ことを掲げています。中小企業ならではのユニークな技術を提供し続け、面白い企業があると話題になり、地元に仕事を提供し続けたいと考えています。また、全国から工場見学に来ていただき、地元で宿泊や食事をしていただいて、地元に還元できるような地域のリーディングカンパニーになりたいと思っています。

地域産業にはアドバイザーが必要

大山　清水さんには、円滑な事業承継と日本の地域活性化を考えるうえで事例があれば紹介していただきたいと思います。

清水　静岡で駅弁を販売する株式会社東海軒の事例を紹介します。かつて大井川鉄道の駅では、大井川鉄道のグループ会社が「大鉄フード」ブランドで駅弁を販売していました。ところが経営が悪化し、弁当部門の閉鎖を検討したのです。閉鎖されると約50人の社員の雇用が消失し、地域にとって大問題です。そこで買収したのが同業の東海軒でした。その後、大井川鉄道は2015年に私的整理に追い込まれました。この事例からわかるのは、地域にとって不可欠な産業を守るには、地域金融機関やプライベートバンカーのみなさんがそれぞれの立場で、さまざまな方法を検討することだと思います。

大山　大企業はこの状況をどうとらえているでしょうか。

原　大企業にとって下請けや協力会社が事業承継をきっかけに自分たちのサプライチェーンから離れてしまう、あるいは何らかのトラブルが発生することは大きなリスクにつながりますので、大きな関心を持っています。中には全国にある自社の協力会社に事業承継税制の説明会を開いてほしいと依頼してくる大企業もあります。

大山　では事業承継において、アドバイザーにはどのようなサポートが求められているかを一言ずつお願いします。

玉越　プライベートバンカーあるいは士業の方々など、それぞれ専門分野が異なりますが、対象が小規模企業の場合には、仲介手数料の関係で成約が難しい面があります。そこで各都道府県に設置された事業引継ぎ支援センターと連携しながら進めています。経営者に事業承継の話を切り出すのは難しい面がありますが「事業承継診断」を活用して「国が推進しており協力してください」とアプローチすれば話を聞いてもらうことができます。

清水氏

夢の共有で株を承継 納税猶予の特例を活用

大阪で開催されたシンポジウムのパネルディスカッションでは、三鷹光器の中村勝重氏が自ら体験した事業承継の事例を紹介した。

1966年に中村氏の兄である義一氏が設立した三鷹光器は、宇宙関連機器や医療機器を製造するメーカーだ。「オゾンホールやブラックホールを発見した観測機器は実は当社製です」と中村氏は話す。ところが、2018年2月に創業者の義一氏が死去。中村氏が事業を引き継ぐには、義一氏名義の株を取得する必要がある。自社株の評価額はかなりの金額で「株を取得する資金はとても用意できません。5人の兄弟姉妹に太陽熱を活用した野菜栽培などの兄と考えていた事業構想を話し、株をすべて私が相続できるよう話し合いました」と中村氏は当時を振り返る。

中村 勝重氏
三鷹光器 代表取締役社長
（大阪開催のみ）

この夢を兄弟姉妹は理解し株を承継できたという。中村氏の夢をみんなが共有できたことで納税猶予の特例制度を活用できたわけだ。

広　告

企画・制作＝日本経済新聞社クロスメディア営業局

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
The Securities Analysts Association of Japan

本シンポジウムの詳細は
日本経済新聞 電子版広告特集サイトでもご覧いただけます。
https://ps.nikkei.co.jp/pb1903/